

## 議第21号

### 滋賀県民生委員の定数を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

#### 滋賀県民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数の範囲内で知事が定めるものとする。

彦根市	123人以上262人以内
長浜市	122人以上260人以内
近江八幡市	112人以上262人以内
草津市	146人以上309人以内
守山市	103人以上241人以内
栗東市	89人以上209人以内
甲賀市	118人以上276人以内
野洲市	66人以上155人以内
湖南市	78人以上183人以内
高島市	71人以上165人以内
東近江市	115人以上244人以内
米原市	49人以上115人以内
日野町	39人以上111人以内
竜王町	20人以上59人以内
愛荘町	36人以上103人以内
豊郷町	13人以上39人以内
甲良町	12人以上36人以内

多 賀 町	13人以上38人以内
-------------	------------

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、本則の表長浜市の項中「260人」とあるのは「325人」と、同表東近江市の項中「244人」とあるのは「294人」と、同表米原市の項中「115人」とあるのは「127人」とする。
- 3 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(7)の項中「民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項」を「滋賀県民生委員の定数を定める条例（平成27年滋賀県条例第 号）」に改める。